

国連専門家らの[共同声明](#)「COP30 は、国際司法裁判所の勧告的意見に沿って、人権ベースの気候変動対策を推進しなくてはならない」

2025/11/10

国連人権高等弁務官事務所

「[国際海洋法裁判所](#)、[米州人権裁判所](#)と同様に、[国際司法裁判所](#)の勧告的意見も、すべての国が環境と気候システムを保護し、緩和、適応、生態系の保全および回復を通して、あらたな被害を出さない厳格なデューディリジェンスの実施義務を負うことを示した。諸国は排出集中セクターの公的および私的当事者を、効果的に規制、監視、管理し、意味のある国際協力を確保しなくてはならない。またこうした義務と責任は、平等と無差別に基づき、包摂的でジェンダーに配慮した方法で履行しなくてはならないし、先住民、農民、アフリカ系の人びとなど長きにわたり周縁化されてきたグループ、気候変動の影響によってすでに退去を余儀なくされている、あるいは移住を迫られる可能性のある人びと、そして環境悪化による影響を最も受けやすい女性、女兒、子どもを認識しなくてはならない。ビジネスもまた、気候変動と人権への影響に関して義務と責任を負っている。11月10日～21日にブラジルで開催される国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）の信頼性は、緩和策と国際的な資金・技術協力において、実質的な成果を達成できるかどうかにかかっている。特に気候変動の主な原因である化石燃料および関連する補助金と、それらが健康、経済的平等、適切な生活水準、教育、文化的権利などの人権に及ぼす影響に焦点を当てる必要がある」。

【記事全文】[COP30 must advance human rights-based climate action in accordance with International Court of Justice Advisory Opinion: UN experts](#)